

# 船橋市成年後見制度利用促進基本計画 第一期計画評価 中間とりまとめ

船橋市の課題(※1期計画策定時点)
課題1 権利擁護の考え方や制度が十分に知られていない
課題2 制度が利用しづらく、制度を利用する本人がメリットを感じにくいことで、制度の利用につながらない
課題3 必要な時期、必要な人に必要な権利擁護支援が行き届いていない
課題4 様々な課題に対応する支援ネットワークが確立されていない
課題5 権利擁護に特化し、より専門的な相談に対応できる機関がない

目指す「ふなばし」の姿

みんなでつくる支援の輪。自分らしく暮らせるまち、船橋。

基本目標

- ・必要な人に権利擁護支援が行き届く仕組みづくり
- ・地域における権利擁護支援体制を構築する仕組みづくり

こちらの表は船橋市成年後見制度利用促進基本計画のこれまでの総合的な進捗を確認するとともに、事業等、計画を進める中で確認された新たな課題を抽出し、次期計画策定の参考とさせていただきます。

基本方針	施策	具体的な取り組み	令和7年度時点の現状	課題や将来に向けて予測される問題点、今後の展望等について
<div style="border: 1px dashed gray; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">課題1</div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">課題2</div> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 2px; display: inline-block; margin-right: 5px;">課題3</div> <p>1. 市民が安心して、制度を円滑に利用できる体制の整備</p>	1 成年後見制度の周知と利用しやすさの向上	(1) 広報・啓発活動の推進 (2) 相談支援体制の整備 (3) 親族後見人の普及や後見人支援の推進 (4) 意思決定支援や身上保護を重視した運用	<b>(保健総務課)</b> 医療機関等からの制度利用や申し立てに関する相談があった際に対応している。 <b>(障害福祉課)</b> (2) 相談支援体制の整備 <b>【成年後見支援センター事業】</b> 相談件数については、令和4年から令和5年にかけて減少があったものの、令和6年度に再び増加している。法人後見受任件数に関しては依然として件数が増え続けている状況にある。 (3) 親族後見人の普及や後見人支援の促進 <b>【成年後見制度利用支援事業（報酬助成）】</b> 知的障害者本人や介護者の高齢化に伴い、報酬負担が困難となるケースが増加しており、令和元年度より年間20件程度の件数を推移している。 <b>(地域包括ケア推進課)</b> <b>【広報・啓発活動の推進広報啓発】</b> パンフレットや講演会を実施しているが、配布数、講演会参加人数に過去から大きな変化はない。 <b>【相談支援体制の整備】</b> 中核機関として相談実件数は令和5年の210件から令和6年は170件、令和7年上半年で66件と減少傾向。 <b>【親族後見人の普及や後見人支援の推進】</b> 高齢者の被後見人に関する報酬助成については増加傾向。年120件程度の助成を行っている。 親族後見人についてからの問合せは年1、2件程度。 <b>【意思決定支援や身上保護を重視した運用】</b> 隔年で専門職後見人を対象とした意思決定支援研修を実施している。適正な支援や課題整理を目的のひとつとして権利擁護支援定例会議を設置しているが、後見人を含めた形での会議はほぼない状況。	<b>(障害福祉課)</b> (2) 相談支援体制の整備 <b>【成年後見支援センター事業】</b> 今後も法人後見の受任件数は増加していくことが見込まれる。 (3) 親族後見人の普及や後見人支援の促進 <b>【成年後見制度利用支援事業（報酬助成）】</b> 今後も報酬負担が困難となるケースが増加することが予想される。継続案件においても、低下した判断能力が回復し当該制度が不要となるケースはほぼ無く留まるため、報酬助成の件数は年々増加していくと考えられる。 <b>(地域包括ケア推進課)</b> 制度の存在自体はある程度市民に対し普及していると思われ、現行の広報活動を継続しつつも、中核機関の周知について相談件数の減少、後見人支援の事案の少なさから周知方法など整理する必要がある。 家庭裁判所への報告書式においても意思決定支援や身上保護、チーム支援について重視されていることが伺われ、より後見人に対しアプローチしていく必要性がある。 報酬助成数については今後も増加が見込まれるが、厚労省通知等では成年後見制度利用支援事業における助成対象について拡大が求められており今後精査していく必要がある。 <b>(権利擁護支援等推進協議会 委員)</b> <i>審判から時間が経過した後見人等に対して周知の必要性があるため、審判書と同封のチラシ以外に中核機関（権利擁護支援定例会議、専門職相談も含む）の周知方法を検討してはどうか。</i> <i>成年後見制度利用支援事業に関して、船橋市では申立て費用の助成についての検討が想定される。</i>
	2 幅広い権利擁護支援における事業の展開	(1) 権利擁護における自己選択や、共助の取組の推進 (2) 日常生活自立支援事業の利用推進 (3) 身寄りのいない人への支援	<b>(保健総務課)</b> 身寄りがなく、申立者が不在の場合は市長申立てを検討している。 <b>(障害福祉課)</b> (3) 身寄りのいない人への支援 <b>【成年後見制度利用支援事業（市長申し立て）】</b> 平成24年より年間1~3件程度の件数を推移している。 <b>(地域包括ケア推進課)</b> 日常生活自立支援事業の推進や、地域ケア会議（個別ケア会議）等を通して身寄りがいない人に向けての支援について検討を行ってきた。国では新日常生活自立支援事業や身寄りがいない高齢者に対しての議論がされているところであり、また、成年後見制度に関する民法改正が控えているため、動向を注視する必要がある。	<b>(障害福祉課)</b> (3) 身寄りのいない人への支援 <b>【成年後見制度利用支援事業（市長申し立て）】</b> 知的障害者本人や介護者の高齢化に伴い、今後も継続して一定数の該当者が出ると見込まれる。 <b>(地域包括ケア推進課)</b> 日常生活自立支援事業の数字は伸びてきているものの、権利擁護の入口としては、成年後見制度の利用からスタートするケースは多い。成年後見制度だけではなく、市民にとって様々な選択ができるような体制の整備を引き続き進めていく必要がある。また、市民が元気なうちから、もしもの時に備える事前準備等の意識醸成が課題であり、市民に対する啓発活動が必要である。 <b>(権利擁護支援等推進協議会 委員)</b> <i>身寄りのない高齢者等サポート事業を含めた、新たな権利擁護システムについては、次期計画において柔軟に対応できる形で記載する必要がある。</i>

基本方針	施策	具体的な取り組み	令和7年度時点の現状	課題や将来に向けて予測される問題点、今後の展望等について
<p>2. 権利擁護の包括的な相談支援体制と地域連携ネットワークの構築</p> <p>課題3      課題4</p>	<p>1 地域連携ネットワークの構築</p>	<p>(1) 支援が必要な人の早期発見と連携体制の整備</p> <p>(2) 本人を取り巻く支援チームの支援体制の整備</p>	<p>(障害福祉課)</p> <p>(1) 支援が必要な人の早期発見と連携体制の整備</p> <p>【権利擁護に関する啓発活動の実施】</p> <p>ホームページへの掲載や各種会議体における議論、障害者虐待防止センターによる啓発活動や研修会の実施により、権利擁護に関する啓発を行っている。</p> <p>(地域包括ケア推進課)</p> <p>権利擁護支援等推進協議会を立ち上げ、地域連携ネットワークの強化等、支援策の検討を行ってきた。また、権利擁護に係る中核機関の設置を行い、中核機関の職員が後見人や多職種との連携の橋渡し役を担っている。</p>	<p>(障害福祉課)</p> <p>(1) 支援が必要な人の早期発見と連携体制の整備</p> <p>【権利擁護に関する啓発活動の実施】</p> <p>今後も同様の取り組みを継続していく。</p> <p>(地域包括ケア推進課)</p> <p>チーム支援は中核機関の重要な機能とされているところであるが、事案がまだまだ少なく、受任者調整等、チーム支援の枠組みや相談支援の体制について検証していく必要がある。</p> <p>また、生活困窮や障害福祉、精神保健等、さまざまな分野と連動して支援する体制の構築（地域連携ネットワークの強化）を進めていく必要がある。</p> <p>(権利擁護支援等推進協議会 委員)</p> <p>後見制度ではない支援方策について、障害のある方も利用しやすい形となるように次期計画に記載してもらいたい。</p>
<p>3. 中核機関の設置と環境整備</p> <p>課題5</p>	<p>1 中核機関の設置・運営</p>	<p>(1) 権利擁護支援における中核となる機関の設置</p>	<p>(地域包括ケア推進課)</p> <p>中核機関の設置においては、令和4年に市直営として地域包括ケア推進課内に設置し、職員2名体制で活動を行ってきた。</p>	<p>(地域包括ケア推進課)</p> <p>現在、成年後見制度の見直し等が行われ、今後ますます中核機関の役割が増していくものと予想される。民法並びに社会福祉法改正や国の動向を確認しつつ、中核機関の体制の強化など検討を行っていく必要がある。</p> <p>(権利擁護支援等推進協議会 委員)</p> <p>受任者調整機能について、あり方を次期計画に盛り込んでいく必要がある。</p>
	<p>2 権利擁護における人材育成と地域資源の整備</p>	<p>(1) 権利擁護支援に携わる人材の育成</p> <p>(2) 法人後見の普及、育成、支援</p>	<p>(保健総務課)</p> <p>権利擁護サポーター養成講座にて、精神障害の理解をテーマに、精神保健福祉の歴史、統合失調症について講義している。</p> <p>(障害福祉課)</p> <p>(2) 法人後見の普及、育成、支援</p> <p>【成年後見支援センター事業】</p> <p>相談件数については、令和4年から令和5年にかけて減少があったものの、令和6年度に再び増加している。法人後見受任件数に関しては依然として件数が増え続けている状況にある。</p> <p>(地域包括ケア推進課)</p> <p>法人後見については、法人後見の立ち上げ支援として、船橋市社会福祉協議会の法人後見実施に向けてサポートを行い、実施に繋げることができた。また、人材の面では権利擁護サポーター養成講座にて人材を養成し、船橋市障害者成年後見支援センターの法人後見支援員に繋げている。</p>	<p>(障害福祉課)</p> <p>(2) 法人後見の普及、育成、支援</p> <p>【成年後見支援センター事業】</p> <p>今後も法人後見の受任件数は増加していくことが見込まれる。</p> <p>(地域包括ケア推進課)</p> <p>今後においても、法人後見は成年後見制度の重要な担い手のひとつであり、ニーズを聞き取ったうえで必要な支援を検討していく必要がある。</p> <p>また、人材の育成においては、地域住民をはじめ、権利擁護に携わる人達の養成も重要なことであるが、活躍できる場の提供が課題である。</p>